

○総務省令第七十三号

租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の一部の施行に伴い、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）第三条第六項の規定に基づき、収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日

総務大臣 山本 早苗

収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令の一部を改正する省令

収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令（平成十五年総務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「会社の営業所」を「収入印紙を売りさばく会社の営業所」に、「はり付け」を「貼り付け」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「前二項」に、「収入印紙」を「印紙」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三条第六項の規定に基づき自動車重量税印紙の交換を請求する者は、次に掲げる事項を記載した用

紙を、当該自動車重量税印紙及び自動車重量税印紙の交換手数料とともに、自動車重量税印紙を売りさばく会社の営業所に提出しなければならない。この場合において、当該自動車重量税印紙が文書等に貼り付けられたものであるときは、その状態で提示の上、当該自動車重量税印紙を提出しなければならない。

一 交換の請求に係る自動車重量税印紙の種類、枚数及び合計金額

二 交換を希望する自動車重量税印紙の種類、枚数及び合計金額

第九条第一項中「収入印紙」を「印紙」に改める。

#### 附 則

この省令は、租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。